

事務連絡
令和6年12月13日

一般社団法人日本倉庫協会 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

建築設計・工事監理に関するパートナーシップ構築について

今般、別添のとおり、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）の一部施行に際して、国土交通省不動産・建設経済局から建設業団体及び発注者団体等に対し、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について」及び建設業における「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」を通知したところである。

建設業における契約等の適正化に当たっては、発注者に限らず、建築設計・工事監理等の発注者を支援する立場の事業者においても、別添の趣旨及び内容を十分に理解いただくことが重要であることから、適切な取組が図られるよう周知方をお願いする。

なお、建設工事と同様に、建築設計・工事監理においても、受発注者間のパートナーシップの構築による契約の適正化が重要である。

とりわけ、建築設計・工事監理に係る業務の報酬に関する契約については、本年1月9日に「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改定について（事務連絡）」でお知らせしたとおり、建築士法に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準の考え方に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならないとされており、建築設計・工事監理に係る業務の報酬の算定にあたり、業務報酬基準の考え方を正しく理解し、活用することが重要である。

特に、建設業における価格転嫁や工期の適正化に向けた契約変更協議の推進等の取組を踏まえ、基準の適用に当たり留意すべき点を下記のとおりお知らせする。

- ・ 略算方法の適用に当たり、設計の変更に伴い発生する業務や施工又は発注の支援に関する業務は、標準業務に含まれない業務であり、これに対応した業務人・時間数を付加することにより算定することが必要であること。
- ・ 工期の適正化の取組の推進に伴い、工事監理の業務経費が増加することも見込まれるため、報酬の算定にあたり適切に考慮すべきこと。

以上